

2024年2月1日

お客さま 各位

アットホーム株式会社

「謄本取得支援サービス」ご請求内容変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、株式会社登記簿図書館および株式会社情報通信ネットワーク（以下、サービス提供元という）が提供する謄本取得支援サービスの利用料金につきまして、インボイス制度における「媒介者交付特例」方式（後記注ご参照）に改定することといたしました。

つきましては、2024年4月ご請求分（3月ご利用分）から謄本取得支援サービスのご請求内容を下記のとおり変更させていただきます（一部実質請求額の改定を含みます）。

また、これに伴い下記2（料金内訳）記載のサービスは、消費税非課税対象売上部分と課税対象売上部分を区分してご請求させていただきます。（非課税対象部分をもつサービスにおいては消費税額が減額され、本体価額において増額されます）

皆さまには突然のご通知となり恐縮ではございますが、どうかご理解のほどお願い申し上げます。

当社として、今後もお客さまのご要望にお応えできるよう、価値ある商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

<変更内容>

1. 料金（登記情報新規取得の利用料金が変わります）

商品名	変更前（税込）		変更後（税込）	
	利用料金	実質請求額	利用料金	実質請求額
新規閲覧（全部事項 不動産・商業）	331.1円	331円	331円	331円
新規閲覧（所有者事項 不動産）	141.9円	141円	142円	142円
新規閲覧（公図）	361.9円	361円	361円	361円
新規閲覧（図面）	361.9円	361円	361円	361円

2. 料金内訳（登記情報新規取得の利用料金を「非課税分」と「課税分」に分けて課税計算した利用料金（税込）となります）

	変更前			変更後			
	利用料金 （税込）	内訳		利用料金 （税込）	内訳		
		課税分	消費税		非課税分	課税分	消費税
新規閲覧（全部事項 不動産・商業）	331.1円	301円	30.1円	331円	320円	10円	1円
新規閲覧（所有者事項 不動産）	141.9円	129円	12.9円	142円	130円	11円	1円
新規閲覧（公図）	361.9円	329円	32.9円	361円	350円	10円	1円
新規閲覧（図面）※	361.9円	329円	32.9円	361円	350円	10円	1円

※図面：地積測量図、建物図面、地役権図面

3.ご請求内容

- ①表題部に「非課税対象金額」欄を新設し、課税分・非課税分の各合計金額を記載します。
「課税対象金額」、「消費税額」、「非課税対象金額」、「お預り金額」の合計を「今回ご請求額」としてご請求させていただきます。
- ②明細欄には「非課税分」と「課税分」を分けて表示します。
※非課税分の行には金額と税区分欄に「非課税対象印●」を表示します。

請 求 書

ご請求先 アットホーム株式会社 社
判

本社 〒144-0056 東京都大田区西六郷4-34-12

登録番号 T4010801018095

会員コード () お支払期日 年 月 日

請求No. 年 月 日 発行 1

対象課税率：標準10				
課税対象金額	消費税額	非課税対象金額	お預り金額	今回ご請求額
20311	2031	800	0	23142

(対象計上期間) 年 月 日から 年 月 日まで 税区分 軽減税率対象=※,非課税対象=●を表示しております。

計上日	伝票番号	商品名	物件番号	備考	税抜金額	税区分
24/04/01	D000000001	アットホーム会員利用料1ヶ月分		24年04月～24年04月分	20,000	
24/04/10	D000000002	登記簿図書館新規閲覧料:不動産登記全部		24年03月	350	●
24/04/10	D000000003	登記簿図書館新規閲覧料:公図		24年03月	320	●
24/04/10	D000000004	登記簿図書館新規閲覧料:不動産登記所有者		24年03月	130	●
24/04/10	D000000005	登記簿図書館過去閲覧料:公図		24年03月	280	
24/04/10	D000000006	登記簿図書館新規手数料:不動産登記全部		24年03月	10	
24/04/10	D000000007	登記簿図書館新規手数料:公図		24年03月	10	
24/04/10	D000000008	登記簿図書館新規手数料:不動産登記所有者		24年03月	11	

②

注：媒介者交付特例とは
一定の要件を満たすことにより、媒介又は取次ぎを行う者である受託者（アットホーム）が、委託者(サービス提供元)の課税資産の譲渡等について、自己の名称及び登録番号を記載した適格請求書又は適格請求書に係る電磁的記録を、委託者に代わって、購入者（会員さま）に提供することができるものです。（消費税法施行令 70 の 12①参照）

以上